

## 白老町運送事業者等支援事業 実施要領

1 事業運営	白老町（産業経済課）
2 申請期間	令和4年8月15日（月）から同年9月30日（金）※消印有効
3 給付額	法人 50万円 個人事業者 20万円
4 対象	<p>以下の（１）～（４）のいずれかを営み、申請日時点で道路運送事業に必要な許可等を有する事業者</p> <p>（１）貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業 ・有償で貨物を運送する事業（トラック運送事業や壺柙運送事業、貨物軽自動車運送事業等）</p> <p>（２）道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業 ・乗車定員11人以上の自動車を使用した旅客運送事業（貸切バス事業等）</p> <p>（３）道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業 ・乗車定員10人以下の自動車を使用した旅客運送事業（タクシー事業等）</p> <p>（４）道路運送法第78条第2号及び道路運送法施行規則第49条に規定する福祉有償運送事業 ・単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者や身体障害者等に対し、自家用自動車を使用し、営利とは認められない範囲の対価によって行われる運送事業（NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等）</p> <p>※道路運送事業に必要な許可とは、車両の事業用登録の許可（緑ナンバーまたは黒ナンバー）の許可を北海道運輸局から受けていること。</p>
5 要件	<p>以下の（１）～（４）の全てを満たす事業者</p> <p>（１）白老町に主たる事業所または事務所を有していること</p> <p>（２）令和4年7月1日以前に創業した事業者であり、今後も町内で事業を継続する意思があること</p> <p>（３）代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員または関連事業者でないこと</p> <p>（４）「北海道スタイル」に基づく感染予防に取り組む事業者であること</p>
6 申請	<p>「白老町運送事業者等支援申請書 兼 請求書（様式第1号）」に以下必要書類を添付し申請</p> <p>①道路運送事業に必要な許可を有することがわかる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業の場合は北海道運輸局が発行する「自動車運送事業許可証」の写し</li> <li>・福祉有償運送事業の場合は北海道運輸局が発行する「自家用有償旅客運送者登録証」の写し</li> <li>・貨物自動車運送事業のうち貨物軽自動車運送事業の場合は北海道運輸局の受理印が付された「貨物軽自動車運送事業経営届出書」の写し</li> </ul> <p>②事業に使用する車両の（1台以上）の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両全体及びナンバープレート部分が確認できる写真</li> </ul> <p>③法人の場合、履歴事項全部証明書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記もしくは上記に準ずる書類の写し</li> <li>・個人事業者については、開業を確認できる書類の写し</li> </ul> <p>④振込先金融機関の名称、口座番号、口座名義人がわかる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者名義の通帳の表紙と開いた1、2ページ目の写し</li> <li>・当座預金の場合は「当座勘定入金帳」など、通帳に代わるものの写し</li> </ul> <p>⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に抵触していない旨を記した誓約書（様式第2号）</p>
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付は平日の8時30分～17時15分までとします （※土日祝日ならびに平日の12時～13時は受付事務は行いません）</li> <li>・申請書類受理後、概ね4週間程度で指定の口座へ入金（給付）予定です</li> <li>・「自動車運送事業許可証」「貨物軽自動車運送事業経営届出書」を紛失等した場合は、「証明願」の写しを提出してください（北海道運輸局のHPよりダウンロード可能 URL:<a href="https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/yoshiki/index.html">https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/yoshiki/index.html</a>)</li> <li>・「自家用有償旅客運送者登録証」を紛失等した場合は、福祉有償運送協議会（事務局：健康福祉課福祉支援グループ）にて保管している、直近の申請書類の写しを提出してください</li> <li>・申請（給付）は1事業者につき1回限りとなります</li> <li>・北海道支援事業（道内事業者等事業継続緊急支援金）との併給は可能です</li> </ul>